

やいた 議会だより



桜地蔵のエドヒガン(平野)

3月 定例会のあらまし

第37回市議会定例会は、2月28日から3月20日までの21日間にわたって開かれました。
 本定例会では、市長の専決処分事項承認、平成26年度当初予算、平成25年度補正予算、条例の制定・一部改正など、市長提出議案28件を原案のとおり承認・可決しました。
 さらに、条例の一部改正の追加議案1件を原案のとおり可決しました。
 また、矢板市議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定、矢板市産の飲料の普及促進に関する条例の制定、特殊詐欺を撲滅し、市民生活の安全・安心を確保する決議の議員案3件が提出され、原案のとおり可決しました。

目次

定例会審議結果	2	矢板市産飲料普及促進条例の制定	13
表決状況一覧	5	行政視察報告	13
一般質問	6	議会日誌	14
陳情審査結果	12	議会の予定	14
特殊詐欺撲滅の決議	12		

第327回

定例会審議結果

総務厚生常任委員会

議案第11号 平成25年度矢板市一般会計補正予算(第4号)

歳入歳出にそれぞれ500万円を追加計上し、予算総額を14億5,282万1千円に補正する。

— 原案可決 —

議案第16号 矢板市長等の給料及び期末手当の特例に関する条例の制定について及び議案第17号 矢板市教育委員会教育長の給料及び期末手当の特例に関する条例の制定について

本市の厳しい財政状況に鑑み、平成26年度も引き続き市長、副市長及び教育長の給料及び期末手当を削減し、財政の健全化を推進するため、それぞれ特例条例を制定する。

— 原案可決 —

議案第1号 矢板市議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について

本市の厳しい財政状況に鑑み、平成26年度も引き続き、議会議員の期末手当の削減を行うことで財政の健全化を推進するため、特例条例を制定する。

— 原案可決 —

追加議案第1号 矢板市行政組織条例の一部改正について

事務分掌の変更に伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正する。

— 原案可決 —

議員案第2号 矢板市産の飲料の普及促進に関する条例の制定について

矢板市産の飲料による乾杯の習慣を広めることにより、地産地消の促進による経済の活性化と郷土愛の醸成を図ることを目的として、新たに条例を制定する。

— 原案可決 —
(13ページに条例掲載)

議員案第3号 特殊詐欺を撲滅し、市民生活の安全・安心を確保する決議

市民生活の安全・安心を確保する立場から、本市議会は関係機関・団体と連携を強化し、市民と一体となって特殊詐欺撲滅を目指して取り組むことを決議する。

— 原案可決 —
(12ページに決議掲載)

議案第12号 平成25年度矢板市一般会計補正予算(第5号)

歳入歳出すべてについて検討を加え、過不足を精査のうえ、新たな財政需要に適切に対処することとして編成した結果、歳入歳出からそれぞれ8億3,731万7千円を減額し、予算総額を133億1,550万4千円に補正する。

— 原案可決 —

議案第13号 平成25年度矢板市介護保険特別会計補正予算(第2号)

歳入歳出にそれぞれ4,400万円を追加計上し、予算総額を23億5,241万2千円に補正する。

— 原案可決 —

議案第14号 平成25年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

歳入歳出にそれぞれ1億4,789万8千円を追加計上し、予算総額を39億7,145万6千円に補正する。

— 原案可決 —

議案第18号 矢板市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について

地方公務員法第28条第4項の

規定による同法第16条第2号に係る職員の失職の特例規定を定めるため、条例の一部を改正する。

— 原案可決 —

議案第19号 矢板市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について

特別休暇である子の看護休暇及び夏季休暇の整備を行うため、条例の一部を改正する。

— 原案可決 —

議案第20号 職員の修学部分休業に関する条例及び職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正について

地方公務員法の改正に伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正する。

— 原案可決 —

議案第21号 矢板市職員の給与に関する条例の一部改正について

労働基準法の趣旨に則するよう、所要の整備を行うため、条例の一部を改正する。

— 原案可決 —

議案第26号 財産の減額貸付について

旧長井小学校校舎の賃貸借契約が平成26年3月31日で満了となることに伴い、引き続き校舎の有効活用を図るとともに、地

域の活性化、雇用の創出等を図るため、減額貸付することについて、法の定めるところにより議会の議決を求める。

— 原案可決 —

議案第27号 権利の放棄について

市の財政負担の軽減を図るため、塩原カントリークラブの法人会員を退会するにあたり、預託金の返還免除の申出があったので、退会に際し預託金の返還請求権を放棄することについて、法の定めるところにより議会の議決を求める。

— 原案可決 —



旧長井小学校現地調査

経済建設文教常任委員会

議案第1号 市長の専決処分事項承認について
専決第2号 工事請負契約の変更について

第321回矢板市議会定例会において、追加議案第3号として議決を経た工事請負契約（造成宅地滑動崩落緊急対策工事（ハッピーハイランド住宅団地）について、鋼管杭工に係る土質条件の変更に伴い契約金額を変更した。 一承 認一

議案第15号 平成25年度矢板市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

繰越明許費について、所要の補正をする。 一原案可決一

議案第22号 矢板市行政財産使用料条例の一部改正について

片岡中学校武道場の新設に伴い、照明設備の使用料を定めるため、条例の一部を改正する。 一原案可決一

議案第23号 矢板市立矢板武記念館設置条例の一部改正について
学生、生徒及び児童の観覧料の見直しに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正する。 一原案可決一

議案第24号 矢板市都市公園条例の一部改正について

新たに木幡土地区画整理事業地内に、ふゆうち公園、ごんげんはら公園及びきたやま公園を設置することに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正する。 一原案可決一

議案第25号 市道路線の認定について

矢板市片岡地内ほか2地区において新たに1路線を市道に認定するため、法の定めるところにより、議会の議決を求める。 一原案可決一

議案第28号 道の駅やいた及び矢板市道の駅エコモデルハウスの指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者の指定について、法の定めるところにより、議会の議決を求める。 一原案可決一



市道片岡乙畑29号線現地調査(片岡)



ハッピーハイランド住宅団地現地調査(成田)



木幡区画整理事業地内現地調査

請願・陳情はこんな方法で

請願・陳情は、市民の皆様の要望を市政に反映させるための制度です。

矢板市議会へ請願書・陳情書を提出する方は、次の要領でご持参ください。



- 請願書・陳情書は、右の様式に準じて、日本語で作成してください。
- 内容は、簡単な趣旨、理由、提出日、請願者（陳情者）の住所及び氏名を記載し、押印して提出してください。
- 用紙サイズは、A4版でお願いします。
- 請願書には、必ず1人以上の紹介議員（矢板市議会議員）の署名又は記名押印が必要ですが、陳情書には紹介議員は必要ありません。
- 道路や水路等の場合は、地図の写しや略図を添付してください。
- 請願・陳情はいつでも（市役所が閉庁のときを除く。）受け付けていますが、定例会開会日の10日ぐらい前までに提出してください。
なお、定例会は、3月・6月・9月・12月の年4回開催されます。
- その他不明な点については、議会事務局にお問い合わせください。

請願書様式

(表紙) ○○○○に関する請願書
紹介議員 氏 名◎

(内容) 件名 ○○○○に関する請願
要旨
理由
地方自治法第124条の規定により、上記の請願書を提出します。
平成 年 月 日
請願者(代表)
住所
氏名 ○○○○ ◎
(連名のときは末尾に署名簿を添え、ここには代表者を記載し、ほか何名とする。)
矢板市議会議員 様

陳情書様式

(表紙) ○○○○に関する陳情書

(内容) 件名 ○○○○に関する陳情
要旨
理由
平成 年 月 日
陳情者(代表)
住所
氏名 ○○○○ ◎
(連名のときは末尾に署名簿を添え、ここには代表者を記載し、ほか何名とする。)
矢板市議会議員 様

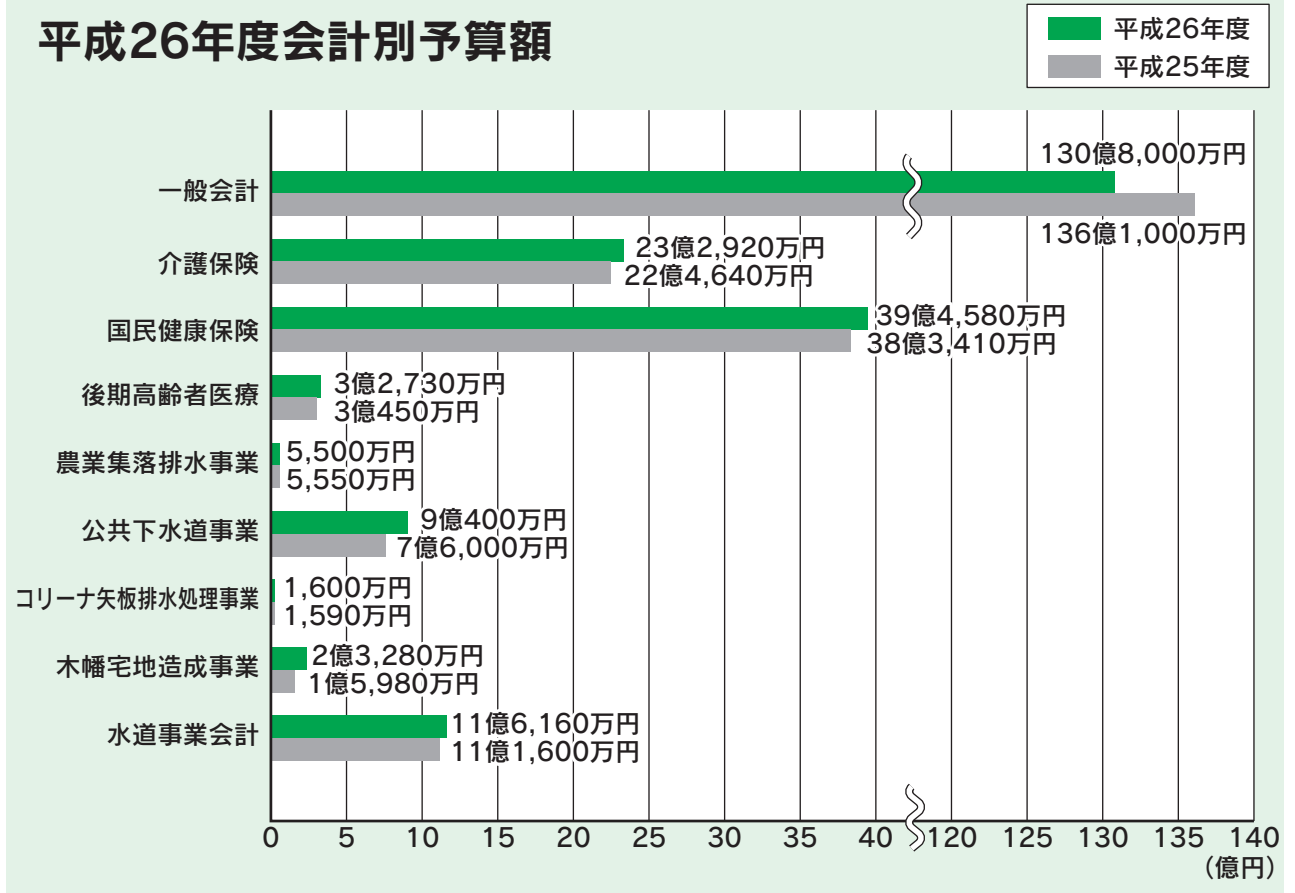
予算審査特別委員会

平成26年度一般会計、各特別会計及び水道事業会計予算の審査については、議員全員による予算審査特別委員会(委員長中村久信委員、副委員長八木澤一重委員)を設置し、各常任委員会を単位とする分科会に関係部分の審査を付託し、それぞれの分科会で審査を行いました。

3月14日の予算審査特別委員会において、各分科会委員長等から審査の経過及び結果の報告を受け、原案が全会一致で可決されました。

3月20日の本会議で、予算審査特別委員長から、平成26年度は、第2次21世紀矢板市総合計画が折り返しを過ぎた4年目となる重要な年を迎えるが、計画に掲げた市民力の向上、教育の尊重、暮らしの安全、交通機能の拡充、産業の活性化などの重点計画を着実に推進し、かつ地域における様々な行政課題や、新たな行政需要などに的確に対応するため、すべての事務事業の抜本的な見直しを図り、事業の必要性や優先順位を厳しく見極め、限られた財源の重点的・効率的配分に努めるよう要望し、平成26年度一般会計、各特別会計及び水道事業会計予算を原案のとおり可決しました。

平成26年度会計別予算額



予算審査特別委員会

市政に対する一般質問から

本定例会の一般質問は、3月3日、4日の2日間行われました。

一般質問には、8人の議員が登壇し、多方面にわたって活発な質問を行いました。その概要をお知らせします。

一般質問の主な項目 (質問順)

伊藤 幹夫 議員

- 1 ふるさと納税について
 - ① 矢板市のふるさと納税に対する考え方について
 - ② 矢板市のふるさと納税の現状について
 - ③ 今後の展開について
- 2 地域経済活性化対策について
 - ① 特別顧問職設置後の進捗状況について
 - ② 企業誘致に行政としてどのように活動していくか
 - ③ 行政と産業界の連携について
- 3 再生可能エネルギーについて
 - ① 再生可能エネルギーによる地域経済の振興と雇用創出についてどう考えるか
 - ② 雇用を生み出す再生可能エネルギー事業者の企業誘致に関する考え方について

石井 侑男 議員

- 1 行財政改革の推進について
- 2 矢板版シンクタンクの活動状況について
- 3 公共施設のマネジメントについて
- 4 英語教育の充実について

小林 勇治 議員

- 1 片岡駅橋上化に伴う西口広場等関連施設整備について
- ① 駅西口広場等の関連施設整備及び経済対策について
- ② 片岡駅南側の踏切等拡幅につ

宮澤 礼人 議員

- 2 高倉通りの整備について
 - ① 歩道工事の進捗状況と今後の取り組みについて
 - ② 都市計画道路の整備方針について
- 3 農業政策について
 - ① 担い手への農地利用の集積・集約化について
 - ② 観光農園について

宮澤 礼人 議員

- 1 防災・安全に関する情報の伝達・共有について
 - ① H P の更なる改善や冊子の作成に対する見解を問う
 - ② 消火器に関する啓発について問う
- 2 高齢者福祉に関する情報の伝達・共有について
 - ① H P の更なる改善や冊子の作成に対する見解を問う
 - ② 矢板市高齢者だよりLOLO & LOLA の評価と今後について問う

今井 勝巳 議員

- 3 広報広聴事業全般に関する情報の伝達・共有について
 - ① P D C A をどのように回していくのが問う
- 4 財源確保のため
 - ① 企業誘致について今後の拡充策を問う
 - ② 定住促進について今後の拡充策を問う
 - ③ ふるさと納税の現況と今後の

今井 勝巳 議員

- 3 都市環境の整備について
 - ① 中心市街地の活性化について
 - ② まち並景観の創出について
 - ③ 樹木空間の整備について
 - ④ 中心市街部の道路環境整備に

中村 有子 議員

- 5 次期環境施設関連について
 - ① 今後の地域住民との対話について問う
- 1 レアメタル(希少金属)の有効活用について
 - ① 小型電子機器の回収・リサイクル事業の取り組みについて
- 2 高齢者福祉の充実について
 - ① 家庭ごみを排出することが困難な世帯に対して、家庭ごみ戸別収集の取り組みについて
- 3 教育環境の整備について
 - ① 読書意欲を高める取り組みとして「読書通帳」の導入について
- 4 防災対策の強化について
 - ① 防災士養成講座の取り組みについて
 - ② 教職員を対象にした防災リーダーの育成について

今井 勝巳 議員

- 2 地域資源の活用について
 - ① 地理的、歴史的、自然環境を生かしたまちづくりについて
 - ② まちづくりの情報発信について

宮本 妙子 議員

- 1 「自立」するための第一歩、「自ら収入を増やす」戦略について
 - ① 「自ら収入を増やす」ための施策について現状と課題
 - ② 広告事業戦略について
 - ③ e コマースを含めた外商戦略について
 - ④ 市税など徴収率向上のための具体的施策について
- 2 災害時の減災対応について
 - ① 自主防災組織と消防団との連携について
 - ② ダムの安全対策について
- 3 旬の地場産品を使っての和食の奨励について
 - ① 小中学校の給食に地域産の旬の食材を使った和食の奨励について

宮本 妙子 議員

- 1 「自立」するための第一歩、「自ら収入を増やす」戦略について
 - ① 「自ら収入を増やす」ための施策について現状と課題
 - ② 広告事業戦略について
 - ③ e コマースを含めた外商戦略について
 - ④ 市税など徴収率向上のための具体的施策について

伊藤 幹夫 議員

地域経済活性化対策

特別顧問職設置後の状況について伺う。

商工林業観光課長 企業誘致を積極的に展開するため、平成26年1月から特別顧問職を設置し、2か月が経過したところである。

特別顧問の職務としては、企業の選定条件、企業側が求める誘致条件の整備や、土地利用をはじめとした基盤整備等の企業誘致推進方策へのアドバイスを行うとともに、勧誘すべき企業への誘致活動を企業誘致担当者と連携して行うこととなっている。

従来は企業情報誌から可能性のありそうな企業にアンケート調査を実施し、訪問勧誘を行うという方法を取っていたところであるが、民間企業での豊富なキャリアを持つ特別顧問には、社会情勢の確に対応した誘致活動の推進と担当職員の指導をしていただいているところである。

企業誘致に行政としてどのように活動していくかについて伺う。

副市長 グローバル経済の進展による産業の空洞化や、長引く景気低迷による国内工場の集約化が進んだ現状において、経済情勢を読み解き、企業動向をいち早くつかむ力が不可欠であると考えている。

このことから、民間企業での豊富なキャリアを持つ人材を特別顧問職として招へいし、的確な現状分析に基づく企業誘致活動を強力に進めているところである。

また、従来からの制度としての企業誘致条例に基づく奨励金や工業用水補助金等の支援策のPRをはじめ、本市に進出を検討している企業の相談窓口や手続きの一本化、県をはじめとした関係機関との連携強化等、企業が進出しやすい環境整備にも積極的に努めるものである。

行政と産業界の連携について伺う。

副市長 企業を誘致するには、社会情勢を把握した適正な情報を基に、民間投資が図れる政策を立案し、遂行することが重要である。

このことから、産業界と行政との連携の下、地域間競争をリードするまちづくりのために、企業版シンクタンクとしての位置づけで「矢板市企業誘致戦略会

議」を組織したいと考えている。

この組織は、市内商工業、建設業、不動産業及び金融機関等の4業種の参加協力をいただき、矢板市の持続的発展と地域経済の活性化を図るため、土地利用及び企業情報を収集のうえ、それらの情報を共有、検討し、企業誘致基盤の確立に努めるものとする。

再生可能エネルギー

雇用を生み出す再生可能エネルギー事業者の企業誘致に関する考えを伺う。

商工林業観光課長 再生可能エネルギー法での発電方式は、太陽光、風力、バイオマス、地熱、水力の5つである。

これらのうち、雇用の観点からすれば木質バイオマス発電が、雇用のほかにも新しい産業の創出に貢献できる発電方式である。しかし、燃料となる木材の安定供給又は将来の木材価格の上昇に対する懸念や、収益向上のために発電で生じる排熱を利用した事業化を図る等の課題も指摘されているところである。

今後は、先進地などの動向を考慮して、本市の対応について考えることとする。

石井 侑男 議員

矢板版シンクタンク

矢板版シンクタンクの活動状況について伺う。

総合政策課長 矢板版シンクタンクは、地域課題の解決に向けた政策を市民自ら形成することを目的として設置したもので、

- 1、やいた市民会議（市政全般に対する政策課題の提案を行う。平成25年5月発足。）
2、矢板市政策研究会（市長に政策提言を行う。）
3、矢板市政策課題庁内研究プロジェクトチーム（政策研究会議における政策課題や市長の特命事項を調査研究する。）

以上三つの組織から成る。やいた市民会議からいただいた子育て支援、中心市街地活性化、学校教育、観光等の多岐にわたるご意見、ご提言の中から、矢板駅西エリアにおける「中心市街地の元氣アップ」を矢板市政策研究会議が選定し、矢板市政策課題庁内研究プロジェクトチームが、現地踏査等の調査研究を行っている段階である。

今後、引き続き検討を重ね、平成26年度の上半期には政策として提言する考えである。

公共施設マネジメント

老朽化した公共施設のマネジメントについて伺う。

総務課長 厳しい財政状況の中、公共施設の維持管理が大きな問題となっている。また、人口減少等により公共施設等の需要が変化していくことも予想される状況である。

これらを踏まえ、公共施設等の全体状況を把握し、長期的な視点で更新、統廃合、長寿命化等を行い、財政負担を軽減・平準化し、公共施設等の最適な配置を実現する必要がある。総務省から策定の要請があった総合管理計画（公共施設白書）については、公共建築物の実態把握のための基本システムや、サブシステムを導入する必要がある。財政的な面からこうしたシステムの導入は難しい状況ではあるが、先進地である神奈川県秦野市の例を基に、今後調査研究を行いたい。

また、建築物以外の公共インフラについては、橋りょう、市営住宅、水処理センター等の長寿命化修繕計画を既に策定したところであるが、道路についても、平成26年度以降5年程度で長期的な修繕計画を策定する予定である。

英語教育

喫緊の要事である英語教育の拡充について伺う。

A 教育長 本市では、平成21年度から英語教育課程特別校として、既に他の市町よりも早く小学校1年生からの外国語活動を実施している。学年ごとに内容の違いはあるが、全ての活動に外国語指導助手(ALT)が加わり、ゲームを取り入れた体験活動などを通し、英語を理解する感覚を高め、コミュニケーションの素地を育んできた。

一方、小学校で英語を担当する教職員は、ALTによる英語指導力向上の研修を定期的を受け、積極的に授業に臨む教職員が増え、実践力が向上し、外国語活動のための環境が向上した。

2020年度の新学習指導要領の全面実施を見据えた新たな英語教育の実施に向けては、これまでの外国語活動の成果を生かし、ALTとの連携を図り、小学校における外国語活動や中学校での英語による授業も見通した環境づくりに取り組みものである。また、英会話講座・イングリッシュサマーキャンプの開催、ボランティア講師活用、デジタル教科書や情報機器の活用等、英語教育の拡充に向け、計画的に取り組みたい。

小林 勇治 議員

片岡駅西口の整備

片岡駅橋上化に伴う西口広場等の施設整備と経済対策について伺う。

A 市長 片岡駅舎橋上化等に関する工事については、平成25年6月市議会定例会の議決を経て、3か年の継続事業としてJR東日本(株)と工事の委託契約を締結し、事業に着手した。

東西自由通路及び橋上駅舎は、平成27年3月末完成を目途として工事を進めている。

駅西口広場等の整備は、駐車場、駐輪場やトイレ等の整備に併せ、駅前ロータリー広場を整備する予定である。

また、片岡西通りから駅西口へのアクセス道路は、平成27年中の完成に向け、重点的に事業を推進する。

経済対策としては、駅西口整備により駅利用者の利便性向上、西地区の定住促進、さらには民間企業の開発意欲の高まり等が期待されるため、都市計画に基づく用途地域の見直しを行い、多様化する都市活動が一体として十分機能できる、駅周辺部にふさわしい市街地形成を適切に規制・誘導したい。

立地特性や景観形成に配慮しながら、地域住民の日常生活を支える利便性の高い商業施設等の立地促進と、良好な居住環境の基盤整備を進め、活力と活気あるまちづくりに取り組む。

今後、片岡駅は片岡地区活性化の核となるため、あらゆる機会を通じ、駅周辺の総合的な整備について積極的に周知していきたい。

農業政策

農業の担い手への農地利用の集積・集約化について伺う。

A 農業振興課長 地域が抱える人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」である「人・農地プラン」は、本市においては矢板地区、泉地区、片岡地区の3地区において平成24年11月に策定し、3回の更新を行ったところである。

同プランにおける担い手の現状は、現在4法人、2集落営農組合、81農業者の計87の経営体となっている。今後も同プランの利点を再度周知し、プランに参加するよう積極的に推進したい。

担い手への農地利用集積率は平成24年度末で41%となっており、平成25年度は、農業従事者の高齢化や後継者不足のため集積率は増加するものと考えられる。今後も、同プランにおける農地の出し手に交付される経営転換協力を活用し、農地の集約を図りたい。

また、平成26年度から創設される農地中間管理機構において、農地を集約化するための利用権の交換が簡易に行えるようになるので、この制度を周知し、農地の集約に取り組むこととする。

道の駅やいた周辺での観光農園事業への取り組みについて伺う。

A 副市長 道の駅やいたは、農業振興を目的に、地産地消を全体のテーマとして整備し、オープンから間もなく3年目となる。来場者数も年々増加しており、平成25年度は約86万人となる見込みである。そうした大勢の来場者に、農作物の収穫を体験できる観光農園を周遊していただくことは、本市の地域活性化と併せて園芸振興を図るためにも大変有効である。

市としては、既に取り組んでいる先進事例を参考にしながら、道の駅やいた周辺を観光農園ゾーンに設定し、どのような形態が望ましいのか等について農業者、農業生産法人、関係機関・団体等で検討し、農業者が主体となった運営組織が積極的に取り組めるよう支援したい。

情報の伝達・共有

防災・安全に関するホームページの更なる改善や冊子の作成に対する見解を問う。

A 総務課長 災害支援制度の一覧については、利便性向上のためにホームページに掲載したところである。さらに、災害の種類によって支援内容を分類することについては、市民が見たい情報をより的確に、分かりやすく発信しなければならぬと考えるので、分類作業に取り掛かっているところである。

作業が終了次第、ホームページの掲載場所も含め、改善を図る。また、支援内容を含めた冊子については、現在、防災関連の冊子として矢板市防災マップを各戸に配付しているところである。これは、土砂災害ハザードマップのほか、避難場所をはじめ、災害時の心得や非常時の携行品等、最低限の情報を網羅したものが、ここに今後必要な情報を盛り込み、より充実した内容にしていきたい。

高齢者福祉に関するホームページの更なる改善や冊子の作成に対する見解を問う。

A 福祉高齢課長 市ホームページのうち、高齢者福祉に関するものには高齢者に対する支援内容や介護保険による介護サービス、関連する障害者福祉など、多くの制度やサービス事業等の情報があり、複雑である。検索が難しいものや、簡略化しているものもあるので、絶えず検証し、より見やすいホームページとなるよう改善していきたい。

冊子については、毎年作成している「私のまちの福祉サービス情報」という事務担当者や民生委員・児童委員用の冊子がある。平成26年度については、これを市民も利用できるような形で作成したい。また、市の高齢者福祉行政の取り組み等を告知し、高齢者が何かを始めるきっかけに活用することを目的に矢板市高齢者だより「LOLO&LOLA（ろるとら）」をこれまで2回発行し、班回覧を行った。今後、これを年4回程度の発行とし、高齢者向けのお役立ち情報紙に育てていきたい。

次期環境施設

Q 今後の地域住民との対話について伺う。

A 市長 次期環境施設については、安沢市内の塩谷広域

行政組合庁舎北側の農地3.8ヘクタールを建設地として決定し、事業を推進している。これまで、住民説明会、生活環境影響調査、農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更、都市計画の決定などのため、説明会や縦覧、広聴会等を開催し、必要な法手続きが終了したところである。しかし、現時点においても建設に理解をいただけない方もおり、安沢地区の方々には、日々の生活にまで地域住民の融和を損ねてしまっていることを大変申し訳なく思う。この確執を少しでも払拭するため、今後も丁寧の説明し、対応して、ご理解がいただけるよう粘り強く取り組む。

また、次期環境施設の安全性や稼働時の監視体制、風評被害が発生してしまった場合の対応策等について、今後も地域の方々を対象とした先進地視察を実施するなどして、不安の払拭に努めることとする。

さらに、周辺整備などの地域振興策については、安沢地区の関係行政区から将来を展望した要望書が提出されている。関係行政区の代表で組織される環境施設検討委員会で今後具体的に協議することとなっている。

地域の方々が安沢地区に作って良かったと思えるよう、なお一層取り組むものである。

中村 有子 議員

レアメタル(希少金属)有効活用

Q 小型電子機器の回収・リサイクル事業の取り組みについて伺う。

A 生活環境課長 消費者、事業者、市町村等が協力し、自発的に使用済小型電子機器等の回収方法やリサイクル実施方法を工夫し、リサイクルを促進するため、平成25年4月、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)が施行された。

本市では、昨年11月のともなまりまつりの会場で、小型家電リサイクル回収の実験を実施したところ、携帯電話、デジタルカメラ等、約100キログラムの小型家電の回収にご協力いただいた。今後は、市の収集体制、個人情報保護、収集品の収納場所等の確保など、諸問題を解決し、平成26年度内には回収品目を定めた上で市役所に使用済小型家電回収ボックスを設置し、動向を注視しつつ、矢板・泉・片岡の各公民館へも設置をしたい。なお、回収した小型家電は認定事業者へ渡す予定である。

防災対策強化

Q 防災士養成講座の取り組みについて伺う。

A 総務課長 防災士は、災害時に公的機関が現場に到着するまでの被害拡大の軽減や、災害発生直後の被災者支援活動等を行うことを役割としており、身近な地域や職場において、互助・協力のリーダーとなるもので、地域の防災力を高める上で非常に重要な存在であり、本市でも、東日本大震災における災害応急対応、避難所運営等において、防災士の必要性、重要性を改めて認識しているものである。

防災士を養成するには、日本防災士機構が開催する2日間の講習会を経て、資格取得試験に合格する必要がある。この受講料を含めた諸費用は1人につき6万円程度だが、費用負担に係る課題があるのが事実である。

一方、自主防災組織は設置率が全体の54%と、組織化が次第に進んできている。また、組織の代表には、知識の習得のため栃木県による自主防災組織リーダー研修会に平成24年度から積極的にご参加いただいている。

このため、防災士養成については、こうした組織の方々の意向も確認

しながら、その費用負担も含め、引き続き検討したい。

Q 教職員を対象にした防災リーダーの育成について伺う。

A 教育総務課長 矢板市立小中学校では、学校ごとに地域の実態と災害を踏まえた防災マニュアルを作成し、定期的に地震、竜巻、雷等の自然災害を想定した避難訓練と保護者員の安全での確な児童生徒の引き渡し訓練等を実施している。また、授業中だけでなく、登下校中に災害が発生した場合等も想定し、児童生徒一人ひとりが自分の身を自分で守る力の育成指導を行っている。

防災リーダーの育成と配置は重要であるので、現在、市立小中学校において、安全教育担当教職員が各種の防災教育研修を受講し、リーダーとして校内の災害時の対応や防災教育の推進に取り組んでいるが、実際の災害発生時にはその場に居合わせた教職員が対応するため、全教職員の防災に対する意識と知識、実践力、そして校内体制作りが重要であると考える。

そのため、各種の防災教育の専門研修を活用し、教職員一人ひとりの防災意識と知識、実践力の向上に努めるとともに、学校ごとの災害対策のための体制づくりの強化を図る。

今井 勝巳 議員

魅力あるまちづくり

住民参加の環境づくりについて伺う。

A 市長 施策計画などを策定する場合に設置する検討組織の委員については、策定する計画の目的に応じ、様々な方面からの意見や、学識経験者からの専門的な意見や指摘をいただくことを主眼に、諸産業それぞれの分野からバランスを取るよう配慮し、選任を行っている。

委員各位にはそれぞれの組織や団体を代表する立場で、策定する施策の目的を踏まえた提言や審査をいただいている。

企業のまちづくりへの参加については、市政運営に当たり、企業感覚も問われる時代であるので、広く情報を提供することにより、まちづくりの様々な場面に参加していただいたり、各種検討組織の委員としてお願いしているところである。

近年、市民参加で計画が策定されたものとしては、矢板市まちづくり基本条例、第2次21世紀矢板市総合計画及び第3期矢板市生涯学習推進計画等がある。また、平成25年に策定した矢板市都市計画マスタープランでも、市民からの意見を計画に広く取り入れるた

め、公募や各種団体から選ばれた委員により矢板市都市計画マスタープラン策定委員会を設置し、全体構想や地域別整備方針、まちづくりの推進方策等についての様々な検討を経て原案を策定していただいた。

現在進めている矢板市環境基本計画についても、公募委員を含め、計画策定をしているところであり、これから設置する各委員会の構成についても、公募委員を含め、広く市民の意見を反映することとする。また、地域における様々な課題や問題等を把握し、市の政策や施策に生かしていくために設置されているやいた市民会議については、委員の任期は2年としているが、再任を妨げないこととし、継続性が図れるよう配慮しているところである。

いずれにしても、行政の主役は住民であるので、まちづくり基本条例に基づく住民参加による協働のまちづくりを進めるものである。

都市環境整備

中心市街地の活性化について伺う。

A 商工林業観光課長 中心市街地の活性化方策としては、平成15年3月に策定した矢板市中心市街地活性化計画に基づいた

事業として文化会館周辺道路の整備、県道停車場線のバリアフリー化、矢板駅のエレベーター設置、後継者育成研修事業の補助などのハード及びソフト事業を実施してきた。

また、平成25年度には、先の石井侑男議員への答弁で述べたとおり矢板市政策課題庁内研究プロジェクトチームによる矢板駅西エリアの調査研究を行っているところである。矢板駅西整備の長期ビジョンについては、土地の売買や集約の障害となる公図混乱の問題もあるため、平成25・26年度に起業支援型地域雇用創出事業により、公図や土地登記簿の調査や市街地活性化に関する地域住民の意向調査を実施する。

しかし、通常的地籍調査では公図混乱の解消は困難であるため、集団和解方式で地図訂正と地籍調査を同時並行的に実施している事例もあるが、その場合でも現況区画に即した図面を法務局が認めることが前提であり、事前に法務局や県との協議が必要となるが、何よりも不可欠なのは土地所有者や利害関係者の絶対的な合意形成である。

こうしたことから、駅西整備の長期ビジョンについては、現段階では難しい状況であることをご理解いただきたい。

佐賀 薫 議員

収入を増やすための戦略

予算ひつ迫の現状における自ら収入を増やすための施策について伺う。

A 市長 現在、自主財源の確保対策としては、税収における収納率向上対策、使用料における適正な価格設定及び定期的な見直し、財産収入における未利用公有財産の売却等により、収入確保に努めているが、これらは景気や地域経済の影響を多分に受けるため、計画どおりに収入確保の施策が進んでいないことも事実である。しかし、これらの自主財源については、今後、収入が伸びない要因の分析を徹底的に行つた上、課題解決の方策の分析・検証を行うなど、徹底して取り組む。

また、一般財源の軽減につながる自主財源以外の財源としての補助事業の有効な活用を図るため、今後も国・県の補助制度の創設や制度改正等を注視し、単独事業への補助金導入を図る。

さらに、収入増のための方策として、様々な効果が期待できる定住人口増加対策が大変有効な手段である。良好な住宅の確保、雇用機会の拡大、子育て環境の整備等、定住条件の充実に努めており、今後

施策の更なる充実を図るものである。将来の収入増につながる投資としては、現在実施している企業誘致に対する奨励金などの補助制度を引き続き実施する。

市債は、当該年度の収入確保の上で事業執行を担保する安定財源であるが、世代間負担の公平性と将来における負担水準との均衡から、今後は将来返済できる範囲内で、適切かつ効果的に資金調達を行う必要がある。

収入を増やすことは容易ではないからこそ、戦略的な視野を持って、できることを着実に進め、都市間競争に打ち勝つ自立の道を開きたい。

広告事業戦略について伺う。

A 総合政策課長 財源確保とは広報やいたとホームページのパナーによる広告募集を行っている。広報

は広報やいたとホームページのパナーによる広告募集を行っている。広報やいたの広告収入は前年度比約60%増、ホームページでは平成25年3月のリニューアルに併せ市内外から募集を行い、新たな財源の確保ができた。

また、広報媒体全般に関する認知度、理解度、要望等を伺うアンケートを実施したので、今後、集計結果を活用し、ターゲットを明確にした宣材資料を作成し、PRを行いたい。

しかし、何よりもまず、掲載するメディア自体の内容充実を図り、より魅力あるものにしていく必要があると考える。今後とも市民のニーズを把握し、興味深い内容となるよう創意工夫を重ね、広報活動を行うとともに、あらゆるメディアを活用し、広告の周知・拡大を行いたい。

Q 市税等の徴収率向上の具体的な施策について伺う。

A 税務課長 市民税・固定資産税等の市税や、国民健康保険税等の徴収率には改善の兆しが見えているものの、平成26年度の市税滞納繰越額は5億円超と見込まれる。現年課税分の滞納対策としては、催告書送付、休日収納窓口開設、市職員186名による未納者宅を訪問しての納付指導等の措置を講じた。また、納付する能力がありながら滞納している方に対しては、給与や預貯金等の債権・不動産等の差押を行い、徴収を強化している。

また、未来の納税者である児童生徒を対象に、租税教室を実施しているほか、納税者の利便性を考慮した口座振替やコンビニ収納の一層の推進を図りたい。

以上のように、地道な取り組みを通じ、徴収率が少しでも向上し、安定した収入を確保できるよき、粘り強く取り組む。

災害時の減災対応

宮本 妙子 議員

Q 自主防災組織と消防団との連携について伺う。

A 総務課長 同時多発的な災害に係る被害の軽減において、消防団や常備消防のみの消防力では対処しきれない事態の発生も想定されるため、自主防災組織の活動が非常に重要となる。

自主防災組織設置補助制度は創設から2年目を迎えたが、現段階で全68行政区のうち、37行政区で設置されている。今後も組織設置が進むものと期待する。

また、自主防災組織は、災害発生直後、消防団や常備消防等の関係機関が災害現場に到着するまでの間、被害の軽減に大きな役割を果たすと考える。

自主防災組織と消防団が連携を図った事例として、平成25年6月に消防団等の協力のもと、第二農場行政区の自主防災組織が土砂災害を想定した避難訓練や負傷者の搬送訓練を実施した。

災害時において効率的な活動を行うには、自主防災組織と消防団等の連携が非常に重要であると認識しているため、今後もこのような共同訓練を積み重ね、連携を深めることで、より充実した防災体制の構築に努める。

塩田ダム及び寺山ダムの安全対策について伺う。

A 農業振興課長 塩田ダムは市が、寺山ダムは県が、それぞれ管理している。

市・県共に、ダム外観と水位や漏水量の計測データ確認を日常管理として行っている。また、緊急時の対応としては、ダム管理規程に基づき、気象庁震度階が4以上の災害が発生した場合は直ちに現地確認を行い、異常が確認された場合はダム水位を下げるなど、被害を最小限に抑える措置をとることとしている。

完成から12年が経過する塩田ダムについては、現在、機能診断を実施しており、診断結果に基づき保全計画を策定し、平成27年度から平成29年度にかけて施設の保全対策整備を実施することとしている。その中で、更なる安全確保のために最新の管理システムを導入する計画である。

また、県策定の農業水利施設保全管理指針に基づき、緊急対応マニュアルの作成、人命を最優先とした避難対策としてハザードマップ作成を予定している。市としても、県と連携をとりながら更なる安全対策を講じたい。

地場産品による和食の学校給食

Q 小中学校の給食で地域産の旬の食材を使った和食を提供する考えについて伺う。

A 教育総務課長 学校給食については、国で定める学校給食摂取基準に基づき栄養価やバランス等を考慮し、提供をしている。献立作成に当たっては、学校栄養職員と担当者が会議を開き、旬の食材や地場産物の活用等について研究や協議を重ねている。

地場産物では矢板市産の米や野菜を取り入れていくほか、和食や郷土料理の伝承を図るため、しもつかれや月見、節分等の行事食も実施している。また、毎月調理場が発行する給食たよりにおいて、伝統行事と食の関わりや意義、旬の食材や食事の重要性について、保護者に情報提供を行っているところである。

一方、給食においては栄養価、安全性、供給の安定性、加熱処理等の条件があるため、季節によっては食材や調理方法に制限があるのも現状である。

こうした中、今後も可能な限り地域の食材を使用するとともに、献立の工夫や情報提供を通じ、日本の誇れる伝統的な食文化を児童生徒に伝え、その素晴らしさを実感できる学校給食の実施に取り組んでいきたい。

議会だより(今回は8月1日) 表紙の写真募集

7月11日(金)まで

■目的

「議会だより」をより市民の身近な広報紙とするため、市民参加の一環として議会だよりの表紙写真(8月1日号にふさわしいもの)を一般公募します。

■応募規定

- (1)テーマ 市内の時節にふさわしい写真(風景や催し物など)
- (2)規格 カラー写真(デジタルデータ可)※合成写真不可
- (3)応募資格 アマチュアの方に限る

■応募上の注意

- (1)応募は1人1点とする
- (2)作品は未発表のものに限る
- (3)応募作品には、撮影場所、撮影者の住所・氏名・電話番号を明記すること

■選考

議会だより広報委員会にて選考します。

■その他

採用者には粗品を進呈します。詳細は、議会事務局へお問い合わせください。

☎43-6216

陳情審査結果 (第327回)

陳情番号	件名	提出者	所管委員会	結果
陳情第26号	「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める陳情	生活クラブ生活協同組合 理事長 伊藤 三保	総務厚生	不採択
陳情第29号	市道50号線に関する陳情	玉田行政区長 齋藤 修一	経済建設文教	継続
陳情第30号	「『子宮頸がん検診対策の充実』を促進し、HPV予防ワクチン接種事業の一時中止を求める意見書」提出に関する陳情	板子 泉	総務厚生	継続

特殊詐欺撲滅のための決議

第327回定例会最終日に議員案として決議1件が提出され、原案のとおり可決しました。

特殊詐欺を撲滅し、市民生活の安全・安心を確保する決議

平成15年頃から多発しているオレオレ詐欺等のいわゆる特殊詐欺は、近年、全国的に急増し、国民の生活を脅かす大きな社会問題となっている。

昨年1年間の特殊詐欺による被害は、栃木県内で221件、被害総額は約12億円となっている。

矢板市内においても9件、被害総額は約3,300万円に達しており、今後更なる被害の拡大が懸念される。

安全で安心して暮らすことのできる社会の実現は、市民すべての願いであり、市民の負託を受けた我々の重大な責務である。

特殊詐欺は、人々の不安につけ込み、家族への愛情を悪用して市民の財産を奪う卑劣な犯罪であり、特に抵抗する力の弱い高齢者や女性を標的にするなど決して許すことはできない。

特殊詐欺を撲滅するためには「特殊詐欺は絶対許さない」という強い意志のもとに、自治体における広報啓発活動、相談体制の充実及び自主防犯活動に対する支援、金融機関窓口における積極的な声かけ等による水際阻止、事業者による犯罪情報の提供協力、地域・家族におけるきずなの醸成、市民一人ひとりの防犯意識の高揚等、あらゆる施策について地域社会総掛かりで取り組んでいく必要がある。

よって、本市議会は、市民生活の安全・安心を確保する立場から、関係機関・団体と連携を強化し、市民と一体となって特殊詐欺撲滅を目指して全力で取り組んでいくことを決意する。

以上、決議する。

平成26年3月20日

矢板市議会

矢板市産の飲料の普及促進に関する条例の制定

第327回定例会最終日に議員案として条例1件が提出され、原案のとおり可決しました。

矢板市産の飲料の普及促進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、本市において生産された飲料のほか、本市産の原材料を使用して生産された飲料（以下「矢板市産の飲料」という。）による乾杯の習慣を広めることにより、地産地消の促進による経済の活性化と郷土愛の醸成を図ることを目的とする。

(市の役割)

第2条 市は、矢板市産の飲料の普及促進に積極的に取り組むよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第3条 矢板市産の飲料の生産又は販売に関する事業を行う者（以下「事業者」という。）は、矢板市産の飲料の普及促進に主体的に取り組むとともに、市及び他の事業者と相互に協力するよう努めるものとする。

(市民の協力)

第4条 市民は、市及び事業者が行う矢板市産の飲料の普及促進に関する取組に協力するよう努めるものとする。

(配慮)

第5条 市、事業者及び市民は、この条例の実施に当たっては、個人の嗜好及び意思を尊重するよう配慮するものとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

行政視察報告

◎災害対策特別委員会

2月6日

■宮城県岩沼市

「災害廃棄物等の分別方法とその活用及び再生実現に向けた取り組み」

宮城県南部の太平洋沿岸に位置し、田園工業都市として、また、仙台市のベッドタウンとして発展を遂げた岩沼市は、東日本大震災により、特に沿岸部において甚大な被害を受けた。これに対し、同市は「震災復興計画グランドデザイン」「震災復興計画マスタープラン」を策定し、復興に向けて着実に前進しているところである。

岩沼市において発生した瓦れき等は、堆積土砂を含め、約62万トンと推定される。市では、こうした瓦れきを、リサイクルの徹底と埋め立て処分量の削減を目標とし、人手と機械の力とを最大限に活用し、選別、破碎、焼却を行った。

震災により生じた瓦れきを活用した取り組みとして、市民の思いや祈り、そして震災から受けた数々の教訓を千年後の子ども達に残すために「千年希望の丘」を整備した。この事業は、瓦れきを処理した再生材を復興

資材として、沿岸部一帯に丘陵地を造成、植林し、津波よけとするもので、市の歴史的プロジェクトと位置付けられている。平成25年6月には千年希望の丘植樹祭が催されたところである。東日本大震災の際には、矢板市においても多量の災害ゴミが発生し、分別処理が行われたが、岩沼市における災害廃棄物に係るこうした取り組みの経緯と成果とを視察することで、今後の地震等の災害発生による非常事態への備えとするものである。



岩沼市

- 委員長 大貫雄二
- 副委員長 伊藤幹夫
- 委員 和田安司、八木澤一重、石井侑男、宮本妙子、守田浩樹、大島文男
- 委員外議員 小林勇治、今井勝巳

議会
日誌



2月

6日 災害対策特別委員会行政
視察 (宮城県)
12日 塩谷広域行政組合議会全
員協議会・定例会

(矢板市)

13日 全員協議会
活性化対策特別委員会
20日 議会運営委員会
25日 県北五市議長会議

(さくら市)

28日 全員協議会、議員会
第37回市議会定例会開会

3月

3日 活性化対策特別委員会
14日 議員会
災害対策特別委員会
活性化対策特別委員会



20日 議会運営委員会、議員会、
全員協議会
第37回市議会定例会閉会

4月



2日 栃木県市議会議長会監事
会 (下野市)
3日 第284回栃木県市議会議長
会議 (佐野市)

10日 議員会
15日 全員協議会、広報委員会、
活性化対策特別委員会

議会の予定

今後の定例会及び全員協議会
の予定は、次のとおりです。

18日 塩谷広域行政組合議会全
員協議会・臨時会
22日 関東市議会議長会第80回
定期総会 (千葉県)
22日 活性化対策特別委
員会行政視察 (長野県)

◆定例会の予定
▼6月定例会
○会期 6月6日～19日
6日 定例会開会
9日・10日 一般質問
11日～13日 常任委員会
19日 定例会閉会
▼9月定例会
○会期 9月5日～25日
▼12月定例会
○会期 12月5日～18日
▼3月定例会
○会期 2月27日～3月19日

◆全員協議会

5月20日、
6月6日 (定例会開会日)、
6月19日 (定例会閉会日)、
7月16日、8月20日、
9月5日 (定例会開会日)、

議会を傍聴しましょう

議会(定例会や臨時会)、全員協議会を公開しています。傍
聴することは、議会の活動や市政を知るための最も良い方
法です。ぜひお越しください。

なお、日程等が変更となる場合がありますので、あらかじ
め議会事務局へお問い合わせください。

(☎43-6216)



9月25日 (定例会閉会日)、
10月16日、11月18日、
12月5日 (定例会開会日)、
12月18日 (定例会閉会日)、
1月20日、2月12日、
2月27日 (定例会開会日)、
3月19日 (定例会閉会日)

あとがき

▶ 議会だより第185号をお届けします。

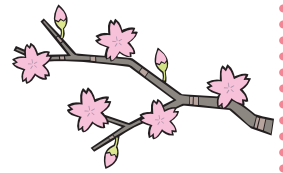
一般質問は、紙面の関係で全質問を掲載できませんが、会議録で見ることができます。

会議録は、6月上旬から議会事務局、図書館、矢板・泉・片岡公民館でご覧になれます。

また、矢板市のホームページでもご覧になれます。

(ホームページアドレス)

<http://www.city.yaita.tochigi.jp>



お知らせ

OFMとちぎ(RADIO BERRY)にて矢板の旬な情報を発信している「矢板時間」の放送
時間が、この度、毎週火曜日12時から12時49分までに変更となりました。引き続きご
愛聴ください。

編集/議会だより広報委員会
印刷/株式会社イデア

☎43-6216
☎47-5590



この「やいた議会だより」は環境に配慮し、
再生紙と大豆油インキを使用しています。

